

KiKO NEWS

牛深ハイヤ祭り



「進化」する災害協定～食料品の無償提供など
狙われるホール～高額被害相次ぐ



天草市・牛深ハイヤ祭り

ひょうたんをそろいの浴衣の背中に担いで踊っている男もいる。

熊本県天草市では毎年4月、牛深(うしぶか)ハイヤ祭り(今年は4月18~20日)が行われ、5000人がハイヤ節に乗って街中をにぎやかに舞い歩く。

同市無形民俗文化財の牛深ハイヤ節は、阿波踊り、越中おわら節、佐渡おけさ、北海道ソーラン節等、多くの民謡のルーツといわれているのだ。

天草の南端、三方を山で囲まれた天然の良港「牛深港」は南蛮貿易時代から帆船の風待ち港として栄え、今も熊本県最大の漁港だ。待望の南からの順風が吹くと、九州西海岸に出て瀬戸内海、日本海に向けて出帆し、各地にハイヤ節を伝えていった。九州では、南風のことをハエと呼び、ハエがハエヤ、ハイヤと訛ったようだ。

ひょうたんは、天草四郎の馬印といわれるが、牛深ハイヤ祭りとは直接の関連はない。男たちが背負っているひょうたんの中は、景気付のお酒でいっぱいだったと思われる。(N)

CONTENTS

4 April
2014

「進化」する災害協定～食料品の無償提供など	1
狙われるホール～高額被害相次ぐ	10
機構の窓から「ナバさんが…」	14
店長に求められる知識「業界知識IV」	15
「銀世界の裏」69～雪の魔法	18
内部不正について 三堀 清	22
データでみるパチンコ業界	25
お知らせ	28

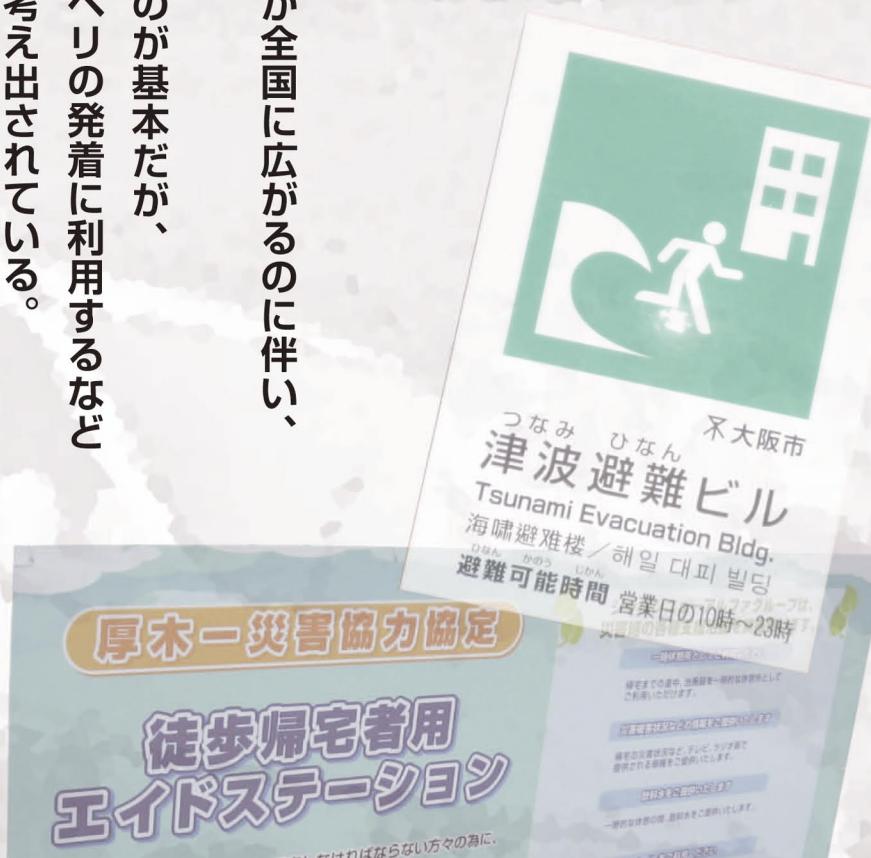
進化する 災害協定

食料品の無償提供など

愛知県のホール会社では避難者に食料などを「無償提供」する協定を結んだ。ホールに常備している食料や飲料水などの景品を地域の人たちに役立ててもらおうという内容だ。無償提供を明文化したケースは珍しい。

協定の対象となつた岐阜県のホール現場を紹介とともに、各地の動きを追つた。

ホールが自治体と交わす災害協定が全国に広がるのに伴い、協力する内容が多様化している。店舗や駐車場を避難者に開放するのが基本だが、救急車両や支援部隊の集結場所やヘリの発着に利用するなど地域の要請に合わせた活用方法が考え出されている。



進化する 食料品の無償提供など 災害協定

夢屋各務原店



JR那加駅



住民に安心を 各務原市と 夢コーポレーションが協定



店舗向かいの駐車場



道路脇にノボリが並ぶ

岐阜県各務原市と協定を締結したのは夢コーポレーション（加藤英則社長、本社・愛知県豊橋市）。対象となつたのは「夢屋各務原店」で、同市内で災害が発生した場合、店舗を一時避難所として開放するなどの内容だ。食料などの「無償提供」が盛り込まれているのが特徴で、地域の住民は避難する場所と当座の食料などが確保出来ることになる。同社は3自治体と災害協定を締結しており、さらに拡大していく方針だ。

各務原市は同県南部に位置し、人口約14万8000人。岐阜や名古屋のベッドタウンとして発展している。名古屋からJR東海道本線の大垣行き快速に乗る。木曽川を越え、約20分で岐阜。高山本線の美濃太田行き列車に乗り換えて約10分で那加駅に到着する。無人駅だった。空に薄くかかる雲が顔を出で、「夢屋」に向かう。住宅が建ち並び、ところどころ煙が顔を出す。宅地化の波が農地を浸食していくようだ。2月後半。東日本は豪雪に見舞われた時期だったが、ど

進化する 食料品の無償提供など 災害協定

カウンター



トイレットペーパーやティッシュペーパーも



米も数種類揃えている



店内の景品棚

「経費負担」は第6条で「第2条に規定する協力に要した費用については、これを無償とする」とはつきり明文化されている。

災害時にホールに避難してきた人たちに対し、飲料水などを提供するなどの取り決めはこれまで協定書に入っているケースがあつたが、「無償」という文字を盛り込んだ条文は初めて見た。極めて珍しいのではないか。

米、水など役立つ景品が
ではどんなものが提供出来るのだろうか。

まず食料。米、カツラーメン、ソーセージ、お菓子、レトルトご飯など多種にわたる。

飲料は、水、ソフトドリンク、お茶、ジュースなど。

日用品では、トイレットペーパー、テッシュペーパー、脱脂綿、歯ブラシ、歯磨き粉、マスク、洗剤、バンドエイドなど。

景品は多様化しているが、意外と生活に役立つものがたくさん含まれている。

カウンター脇の倉庫を見せてもらつた。

駐車場は店舗を囲み、5区画も

広い駐車場と通路

笑喜店長は「景品には炊飯器もあります」と言う。役立つ景品はまだあります。

字である。

100人が食べても22日は持つ数年調査)なので、2200日分。

から、600ℓだと300日分に当たる。もし100人が避難してきた場合、1日200ℓ、3日間はしのげる計算になる。また、お米は1人1日の消費量は150g(1・1合、農林水産省2011年調査)なので、2200日分。

食料では、お米330kg、水600ℓ、ラーメン200食、パン15食などが保管されているという。水は1人1日約2ℓ必要という

一体、どのくらいの量が在庫としてあるのか。

棚にラーメンやスナック菓子、イタ一、綿棒、チョコレート、ライバー、米、洗剤、漂白剤などが雑多に並んでいる。

安全な通路のお知らせ▶

通路は広く設計してある



YUMEITA KAKAMIGAHARA 1玉=1円販売



倉庫には医療脱脂綿のパックも

まず店舗の前後で、混み合うが
出入りには便利なところ。正面入
口の道路を挟んだ向かい。店舗左
る。



駐車場には「車内放置」防止のノボリが



店舗を囲み広い駐車場が5区画ある

右に道路や用水路を挟んだ場所。
いずれも社のロゴと「P」をあし
らったパーキングの表示が立てら
れている。道路際などには「2ス
テップ」などのノボリがはためき、黒
どが駐車している。雲はほとんど
消えているが、風が吹きつける。
「やめて!! 子供の車内放置」と
大きく書かれた岐阜県警と同県遊
協のノボリも目立つところに立て
られている。

収容車両数は約500台。救急
出動の基地や復旧作業車両の待機
場所に十分使える広さがある。災
害時だけでなく普段から利用させ
てほしいという消防などからの要
望も来ており、協力しようという
ことになつてているといふ。

こここの店舗の特徴はなんですか
と笑喜店長に聞くと、「通路などを
広く設計してあり、余裕があるこ
とです」と答えが返ってきた。
出入り口脇の壁には「安全な通
路幅の確保を行っています」と書
かれた防災管理体制のお知らせが
貼つてある。椅子の後ろにドル箱
を置いても島の間の通路に最低30
cmのスペースが確保出来るよう

災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書

稲沢市（以下「甲」という。）と夢コーポレーション株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

(締約)
第1条 この協定は、稲沢市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時（「稲沢市内に土石流、洪水、地震等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう。以下同じ。）等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(支援協力)
第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。
(1) 災害時
(2) その他市長が特に必要と認めるとき

(支援協力内容)
第3条 甲が乙に要請する支援協力は、次に掲げるものとする。
(1) 乙が所有する夢屋稻沢店（稲沢市北島9丁目1番地）の一時避難所としての提供
(2) 乙が所有する夢屋稻沢店駐車場の一時避難待機場所としての提供
(3) 食料品の供給

(支援協力の実施)
第4条 甲が乙に要請するときは、必要事項を記載した文書により要請するものとする。ただし、要急を要する場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書（別紙様式第1号）を提出するものとする。
2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書（別紙様式第2号）を提出するものとする。

(支援協力の実施)
第5条 支援を要請された乙は、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に協力するものとする。

(支援協力の実施)
第6条 支援協力に要する経費は、災害救助法の適用がされる場合にあっては、同法の定めるところにより、それ以外の場合にあっては、甲乙協議の上、適正な費用を甲に請求するものとする。

(連絡手続)
第7条 乙は、業務が確実かつ円滑に実施できるよう甲との連絡を以下のとおり定める。
甲 稲沢市
乙 夢コーポレーション

2 甲及び乙は、緊急時に備え、災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書

(協議)
第8条 この協定に定めた事項のうち、実施に際して問題となる場合は、甲乙双方で協議するものとする。

稻沢市

夢コーポレーション株式会社



被災当時の多賀城店



稻沢店

こうした協定締結の動きはやはり3・11が影響している。

同社は北海道から関東、九州まで全国で38店を開設しているが、東北・宮城の「多賀城店」が津波に襲われ、水没した。幸い犠牲者は出なかつたものの一時閉鎖を余儀なくされ、5ヶ月後にエコモデル店として再開した経験がある。

社会貢献は以前からの社の方針だつたが、大震災が地域との協定締結を加速することになった。

協定の申し出は同社の方から行つており、各務原市の場合は、昨年2月から協議が始まつた。交渉の窓口になつた本社経営企画室の広報・公開準備担当マネジャー、斎藤明さんは「いろいろ協議をしていく中で『無償』にしてほしいというお話を出ました」と話す。これを受け入れ、今年1月に調印が

なつている。改めて島をのぞいてみると確かに広い。万が一災害があつた際にお客様が障害物なしで避難出来るし、避難所として使われる環境となる。

ホール側からアプローチ

なつている。改めて島をのぞいてみると確かに広い。万が一災害があつた際にお客様が障害物なしで避難出来るし、避難所として使われる環境となる。

行われた。

地域に安心を提供

岐阜県は過去、水害や大火事などの災害に見舞われている。

1976年（昭和51年）9月、台風17号の接近に伴う集中豪雨で

長良川が決壊、10市36町18村で死者、家屋の床下浸水などの被害が出た。また2002年4月には岐阜市で発生した山火事が各務原市に広がり、約410ヘクタール（東京ドームの87倍）を焼いた。同市の災害情報によると、南海トラフの巨大地震（マグニチュード9）が発生したケースでは同市内の震度は「6弱」、建物の全半壊約1万棟に上るという。

笑喜店長は「あるとすれば水害でどうか」と話す。同市の洪水ハザードマップでは「夢屋」は危険地帯からは外れている。しかし、床上浸水の地域は間近まで迫つており、地域の人たちが避難場所を求めて駆け込んでくる可能性は否定できない。

同市の「災害時応援協定」一覧には、航空自衛隊岐阜基地、同市医師会、東邦ガス、ぎふ農業協同

進化する 災害協定

食料品の無償提供など

災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書

土岐市(以下「甲」という。)と夢コーポレーション株式会社(以下「乙」という。)との間ににおいて、次のとおり協定を締結する。

(総則)
第1条 この協定は、土岐市地域防災計画に基づき、甲が乙に対して、災害時(「土岐市内に洪水、火災等の大規模災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき」をいう。以下同じ。)等における災害支援協力を求めるにあたって必要な事項を定めるものとする。

(支援協力)
第2条 甲は、次に掲げる場合において、必要があると認めるときは、乙に対して支援協力を要請することができるものとする。

(1) 災害時
(2) その他市長が特に必要と認めるとき

2 支援を要請されたときは、業務に支障のない範囲内において、可能な限り甲に支援協力をするものとする。

(支援協力の内容)
第3条 乙が甲の要請により行う支援協力の内容は、次に掲げるものとする。

(1) 乙が所有する夢屋土岐店(土岐市肥田町肥田2863番地の5)の一時避難場所としての提供

(2) 乙が所有する夢屋土岐店駐車場の一時避難場所としての提供

(3) 食料品の提供

(要請の手続)
第4条 甲は、乙に支援協力を要請するときは、支援協力要請書(別紙様式第1号)を提出するものとする。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない場合は、電話等で要請し、その後速やかに支援協力要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に報告するものとし、完了後速やかに完了報告書(別紙様式第2号)を提出するものとする。

(支援経費の負担)
第5条 支援協力に要した経費は、災害時における一時避難場所の確保等に関する協定書

るところにより、それ以外の場合にあるものとする。

(連絡)
第6条 甲及び乙の連絡先は、次のとおり

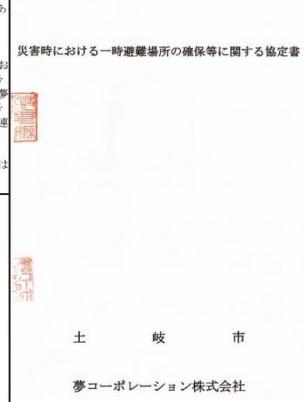
甲 土岐市総務課 電話番号
乙 夢コーポレーション株式会社(夢屋土岐店) 電話番号

2 甲及び乙は、緊急時の連絡体制、連絡手段等について、別紙に定めたものとする。

(協議)
第7条 この協定に定めのない事項又は

の上、決定するものとする。

土岐市との協定書



夢屋と土岐市の締結式
土岐市 加藤靖也市長(右)と夢コーポレーション 加藤英則社長

時の応援協定締結



内部もめちゃめちゃに



土岐店

組合などと並んで、夢コーポレーションの名前が記載されている。「ハザードマップ改訂の際にはそこにも載せるそうです」(斎藤さん)という。

同店では毎月2回、避難経路確保やお客様の誘導の訓練を実施している。

ホールでは黒の毛糸の帽子にジャンパーの男性やモコモコの格子柄のセーターを着込んだ女性らが台に向かっている。約3分の1が女性で、シニアの方が多い。稼働のヤマは15時と20時ごろ。車で来店するお客様がほとんどという。

そうしたお客様たちの安全確保・備える態勢の維持が重要になる。指揮を執る笑喜店長は鹿児島県出身の32歳。ディスプレーが並ぶ事務所で協定書に目を通す表情は真剣だった。

稻沢、土岐両市とも協定

夢コーポレーションが最初に災害協定を締結したのは、愛知県稻沢市。昨年10月で、名称は「災害時ににおける一時避難場所の確保等に関する協定書」。「夢屋稻沢店」

の店舗と駐車場を一時避難所に開放するとともに、支援協力内容(第3条)に「食料品の提供」を盛り込んだ。これが各務原市との協定書の原型となつたが、経費負担(第6条)については、

- ① 災害救助法適用の場合はその定めによる
- ② それ以外の場合は協議の上、適正な費用を自治体に請求出来る

この2月19日には岐阜県土岐市と災害協定を結んだ。「夢屋土岐店」の店舗などを一時避難所に提供するとともに、「食料品の提供」を入れた稻沢市と同様の内容となつていて。店舗のある地区的住民は約1000人が収容可能で、食料は2000人が2日間過ごせる備蓄があるという。調印式に臨んだ加藤靖也同市長は「屋根付きの避難所が手薄な状態だったので、たいへん有難い」と話していた。

同社ではさらに災害協定締結を推進し、一時避難所などと分かる各店共通の表示を考えたいとしている。

進化する 災害協定

食料品の無償提供など

◀岐阜の市街地



JR岐阜駅前の信長像



JR岐阜駅

各務原から名鉄で岐阜に戻り、夜の繁華街を歩いてみた。ホー
ルに入つてみると、店内はそ
う広くはないが、どの島もあまり
お客様はない。オーバーを着
込んだ主婦らしき女性が遊技台に
向かっている。しばらく歩き別の
店に入る。店内が二分されている
感じで、低貸しのコーナーは8割
ぐらいの入りだが、そうでない島
はお客様がまばら。茶色のジャ
ンパー姿の男性や黒のアノラック
を着た女性らほとんどがシニア層
に見える。

次の日やはり繁華街の別のホー
ルに足を運んだ。午前中のせいか
お客様の入りは2、3割程度に見
える。ブルーのコートを着込んだ
女性らがハンドルを握っていた。
お客様の高齢化や低貸しに偏
る傾向はここでも進行しているよ
うだった。

各務原から名鉄で岐阜に戻り、
夜の繁華街を歩いてみた。

ホー

ルに入つてみると、店内はそ

う広くはないが、どの島もあまり

お客様はない。オーバーを着

込んだ主婦らしき女性が遊技台に

向かっている。しばらく歩き別の

店に入る。店内が二分されている

感じで、低貸しのコーナーは8割

ぐらいの入りだが、そうでない島

はお客様がまばら。茶色のジャ

ンパー姿の男性や黒のアノラック

を着た女性らほとんどがシニア層

に見える。

次の日やはり繁華街の別のホー

ルに足を運んだ。午前中のせいか

お客様の入りは2、3割程度に見

える。ブルーのコートを着込んだ

女性らがハンドルを握っていた。

お客様の高齢化や低貸しに偏

る傾向はここでも進行しているよ

うだった。

岐阜市内

拡大する災害協定

和歌山県遊協が先陣

提供

自治体とホール企業との災害協定は東日本大震災以前から結ばれています。

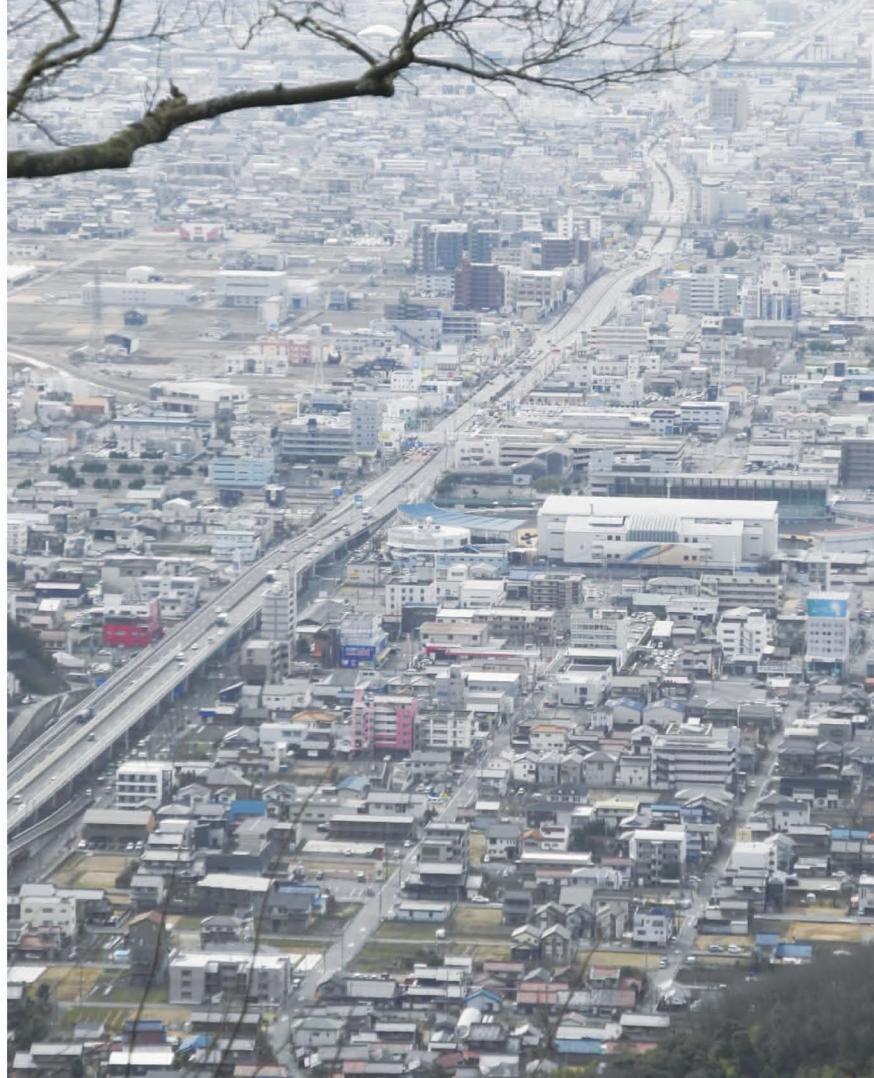
2005年(平成17年)4月に和歌山県遊協が同県と「災害支援等の協力に関する協定書」を締結しました。遊技業界の協定の原型とも言えるもので、

- ① 沿岸地域の住民の一時避難所(津波避難ビル)提供
- ② 救援物資などの一時保管場所の

この後、2010年に島根県で松江警察署と松江遊技業防犯協会が地震などの際、ホール駐車場を

3・11以降各地で結ばれてきた協定内容がほぼ網羅されている。

今では、住民から「広いホールの駐車場を使わせてもらえないか」という要望も寄せられるようになつた。災害協定締結は地域の一員であるホールが社会に貢献し、信頼向上させる大切な役割を果



比較的温暖な岐阜でも(金華山で)



柳ヶ瀬の一角

開放する協定を結ぶなど続々と地域貢献の動きが広がってきた。特に大震災以降は、2011年12月に千葉県富津市と大原興商が一時避難所の協定を結んだのをはじめ、2012年3月、被災地の宮城県多賀城市と合田観光商事が立体駐車場を津波避難ビルとする協定を締結するなど各地で動きが活発化した。

三陸海岸を襲った津波の衝撃は大きく、大阪、岡山、室蘭などでホールの建物や駐車場を「津波避難ビル」とするなど津波対策の内容が目立つている。

協定の急速な進展は、
① 各自治体が防災計画の見直し作業を行つていて

② 被災地で住民がホール屋上に避難して助かった実例が新聞などで紹介された

——ことなどが理由とみられている。

今では、住民から「広いホールの駐車場を使わせてもらえないか」という要望も寄せられるようになつた。災害協定締結は地域の一員であるホールが社会に貢献し、信頼向上させる大切な役割を果

狙われるホール 高額被害 相次ぐ

ホールをターゲットにした犯罪が相次いでいる。
2月に宇都宮市で売上2800万円が強奪される
事件が発生するなど被害の高額化が目立ち、窃
盗や器物損壊、放火などの事件も跡を絶たない。
特にホール店舗内での置き引き件数が急増した
ため警察庁は同月初め、全日本遊技事業協同組
合連合会（青松英和理事長）など関係団体に犯罪
防止の取り組みを要請する文書を発出した。

強盗

2800万円強奪

栃木県宇都宮市

新聞報道などによると、2月中旬の夕方、宇都宮市のホテルに、2人組の男が押し入り、男性従業員(29)に刃物を突きつけ約280

一店1500万円強奪

パチンコ店に2人組強盗

宇都宮、2000万円奪う

【午後4時50分ごろ、宇都宮】
◆岡崎で女性がかばた。
「動くな」と脅された。

捜査関係者によると、28日午後9時50分ごろ、岡崎市内を事務所で奪われる。

高知県高知市

2500万強盗逮捕

高知署は1月、同市内の男を強盗、建造物侵入容疑で逮捕した。調べによると、男は08年11月、同市内のホール駐車場で従業員の男性に刃物を突きつけて脅し、店内に侵入。従業員をガムテープで縛った上、金庫などから約2500万円を奪い、逃走した容疑。

店内の防犯カメラにヘルメットをかぶっている姿が映つており、

を奪つて逃走した。従業員に怪我はなかつた。

宇都宮東署が強盗事件として捜査している。調べによると、従業員は売上金を事務所に運ぶ途中で、

帽子をかぶり、マスクをしていた。同店では毎日売上金をバッグに入れて回収しており、従業員が襲われたのは出入り口付近だつた。

不審な車の目撃などからレンタカーを借りた男の身元が割れたといふ。

景品交換所前で襲う

岩手県奥州市

年9月神奈川県綾瀬市の景品交換所でも発生。宇都宮と同額の現金約2800万円が強奪された。この時は男性3人組だつた。また、同年4月には北九州市のホールで売上金回収中の従業員が2人組の男に襲われ、約1000万円が奪われている。いずれの犯人も刃物を所持し、覆面やマスクで顔を隠していた。

男に襲われ、約1000万円が奪われている。いずれの犯人も刃物を所持し、覆面やマスクで顔を隠していた。

男は逃走した。男性は手や足に軽傷を負つた。水沢署は強盗事件とみて男の行方を追つている。

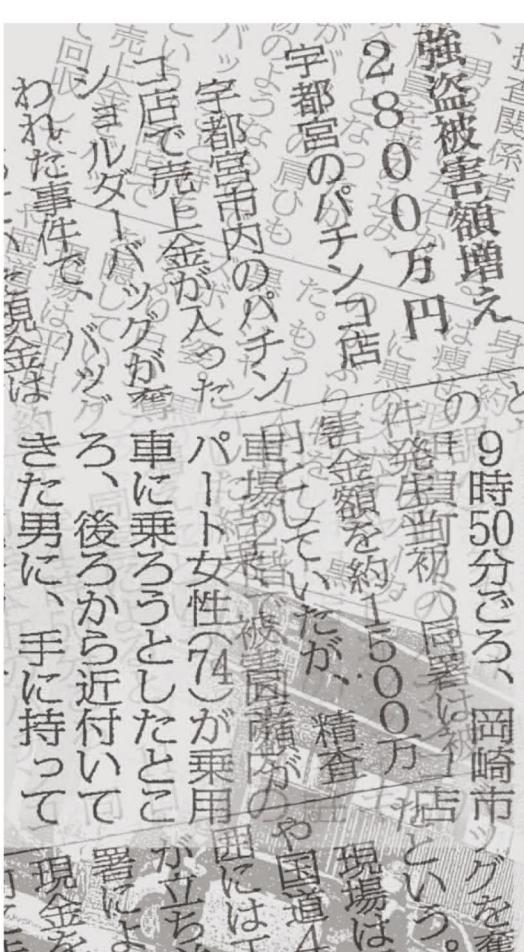
調べでは男は30~40歳、身長170~175cmぐらいで短髪、黒っぽい服装だつたといふ。

駐車場で被害

愛知県岡崎市

1月末の夜、岡崎市のホール立体駐車場2階で、女性(74)が乗用車に乗ろうとしたところ、後ろから来た男に手提げ鞄を奪われた。バッグには現金約2万円などが入っていた。

岡崎署が強盗容疑で捜査しているが、男は50~60歳、身長約170cm、黒のジャンパーに青のズボンをはいていたといふ。



窃盗

別の店の玉を使用

岐阜県垂井町

岐阜県警垂井署は2月初め、住所不定の男(34)を窃盗容疑で逮捕した。調べでは、男は垂井町のホールで別の店の玉を使って2500個(1万円相当)を不正に取得した疑い。従業員が不正行為に気付いた。従業員が不正行為に気付いた。

他人の玉を盗む

三重県鈴鹿市

高齢者狙う

和歌山県橋本市

和歌山県警橋本署は2月中旬、同市内の介護士の女(58)を窃盗容疑で逮捕した。

放火 器物損壊

負けて落書き

東京都町田市

このほか、車上狙い(1月、和歌山市)、貸し玉用ICカード窃盗など様々な犯罪が起きている。

鈴鹿署は男を窃盗容疑で逮捕した。従業員が見つけた。

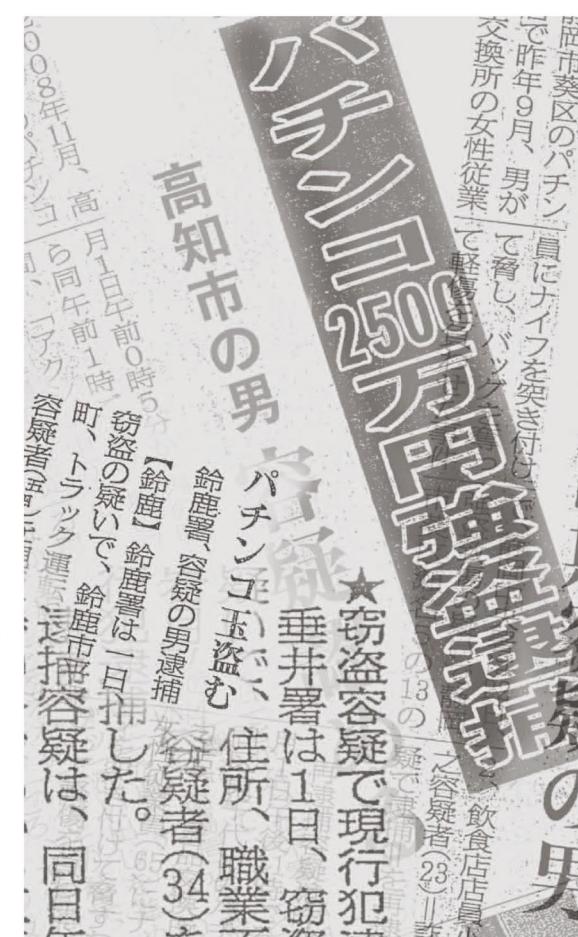
現金約5万円入りの財布を盗むふりをしてショルダーバッグから現金約5万円入りの財布をす

2月中旬未明、町田市内の雑居ビルでシャッターや通路のドアに

強盗致傷容疑で再逮捕

昨年、静岡のパチンコ店

詐欺容疑の男



スプレー式塗料で落書きをする男をビルの飲食店の従業員が見つけ、約30m追いかけて取り押さえ町田署員に引き渡した。

同署は男を器物損壊容疑で逮捕、容疑を建造物損壊に切り替え調査しているが、男は同市内の会社員(35)で、「パチンコで負けたのでむしゃくしゃしてやった」と供述しているという。

負けた腹いせ

神奈川県厚木市

厚木署は昨年11月末、厚木市内の外国国籍の女(34)を現住建造物等放火容疑で逮捕した。

調べによると女は同市内のホール女子トイレ個室で、トイレットペーパーにライターで火をつけ、壁の一部を焼いた。火災報知器が作動し、従業員が消火した。防犯カメラの映像から女の犯行と分かった。女は「パチンコに負けた腹いせに火をつけた」と動機について話しているという。

このほか、車上狙い(1月、和歌山市)、貸し玉用ICカード窃盗など様々な犯罪が起きている。

警察厅

置き引き防止策を要請

全日本遊技事業協同組合連合会理事長 殿

警察庁丁生企発第47号
警察庁丁保発第10号
平成26年2月5日

警察庁生活安全局生活安全企画課長



警察庁生活安全局保安課長

ぱちんこ営業所における置引きの発生防止等犯罪の未然防止について(要請)

貴職におかれましては、平素から、警察行政の各般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年中の刑法犯認知件数は約132万件で14年の約285万件から半数以下に減少し、このうち置引きの認知件数は43,182件で14年の76,170件から約43%減少して、犯罪の抑止に一定の成果が見られているところであります。

一方、平成25年中のぱちんこ営業所等を発生場所とする置引きの発生は9,121件で、平成14年の5,528件から約65%増加し、そのほとんどはぱちんこ営業所で発生しています*。このため、置引き全体に占めるぱちんこ営業所等での発生割合は、平成14年の7.3%から25年には21.1%に上昇し、平成18年以降は置引きの最も多い発生場所となっています。また、被害品は、カード類、かばん・財布等の手回り品が多く、遊技台付近で被害に遭っているケースが多い状況です。

ぱちんこ営業所における置引きの発生の抑止を図るために、営業者と警察等とが協力して防犯活動を推進していくことが重要であり、これまでも防犯活動に取り組んでいただいておりますが、上記の発生状況を踏まえ、なお一層の未然防止に向けた取組をお願いいたします。

貴職におかれでは、

- 店内の警戒強化
(従業員による店内の巡回、遊技客への声掛けの励行等)
 - 店内放送による注意喚起の励行

(手回り品やカード類を置いたまま離席しないこと等、置引き等による盗難
注意の喚びかけ等)

- コインロッカーの設置及び利用の促進
 - 店内・駐車場への防犯カメラの設置の推進
 - 広報啓発の推進（ポスター、ステッカー等の貼り出し等）

等について、会員に対して御指導いただきますようお願い申し上げます。

併せて、駐車場における車上ねらい、児童の車内放置等各種犯罪の未然防止につきましても、引き続き御指導をいたがりますようお願い申し上げます。

* 犯罪統計で発生場所が「ばちゃんこ屋・まあじやうる屋等」で計上されたものを「ばちゃんこ営業所等」とした。

平成24年中ばんこ屋・まあじやん屋等で発生した置引き1,243件をサンプル調査した結果では99.6%がばんこ屋で発生

(要請先)

全日本遊技事業協同組合連合理事長

社団法人日本遊技開連事業協会会長

一般社団法人日本遊技産業経営者同友会代表理事

般社團法上企圖環境整備推進協議企化事務理事會

船舶因港入港取水和靠泊推进场会议会代表理事

警察庁は2月初め、要請文「ぱちんこ営業所における置引きの発生防止等犯罪の未然防止について」を全日遊連など各ホール団体の代表あてに発出した。

き引きは4万3182件でこれも約43%減となっている。しかしパチンコ店での置き引き件数は25年9121件と同14年に比べ65%も増加している。同18年以降、パチンコ店は置き引きが最も発生し

- ① 店内の警戒強化
- ② 店内放送による注意喚起の励行
- ③ コインロッカーの設置と利用の促進
- ④ 店内、駐車場での防犯カメラの設置の促進

こうした対策は強盗など置き引きに限らず様々な犯罪防止に有効な手段となる。各ホール団体は全国のホールに要請内容を伝達しており、現場での真剣な取り組みが望まれる。

犯認知件数は
約132万件
で同14年から
半減、うち置

た場所になつており、被害は財布鞄、カード類などが多く、遊技機付近での被害が多い。

（5）ポスター、ステッカーなど広報
啓発の推進――を要請している。



店長に求められる知識

業 界 知 識 IV

パチンコ店舗管理者実務能力検定試験

通称・P能検。エンタテインメントビジネス総合研究所が2005年から実施。対象の中心はホール店長やその候補者。筆記試験は7科目（一般常識、業界知識・法律知識・不正排除、計数管理・機械整備・設定管理、顧客サービス、経営マネジメント、マーケティング、労務管理）で構成されており、全100問が出題される。

【選択肢】

パチンコ店における賞品の提供方法について、風適法および関連規則上、違反とならないものはどれか。

【問題】

提供方法①

ここからは、問題を解きながら解説していきましょう。

【回答分布】
a : 78 · 8 % b : 11 · 5 %
c : 3 · 5 % d : 6 · 2 %

【正解と解説】

正解はaです。

風適法では施行規則第35条第2項第1号イに従い、賞品を提供することが定められています。その中で、お客様へ提供できない賞品についての決まりがあります。16ページの禁止例の他にも、都道府県の条例で禁止されているもの（腐りやすい食品、刃物、医薬品、アダルトビデオなど）、未成

店長は健全な営業を行うため、風適法をはじめ消防法、都道府県や市町村の条例などさまざまな規制・制度を把握していなければいけません。今回は、賞品について取り上げます。お客様が獲得した玉やメダルと引き替えにパチンコ店が提供している物品を「賞品」と呼びます。一般的には、景品交換、景品カウンターなど、「景品」という呼ばれ方をされていますが、風適法上の正式名称は賞品です。パチンコ、パチスロは遊技の一種なので、技術を競った結果に対して与えられる物品であることがあります。賞品という表現になるのです。

福袋という形を取つていれば、その中身の価格に差はないともよい。

c : 福袋という形を取つていれば、その中身の価格に差はないともよい。
d : 市場価格と等価であれば、洗車を受けられるサービスを賞品として提供してもよい。

a : 20歳以上の者1名につき、タバコの交換をワンカートンまでに限定してもよい。
b : 20歳未満の者であっても本人が飲酒する目的でなければ、アルコール類を賞品として提供してもよい。

提供が禁止されている賞品	具体例
有価証券	株券、約束手形、小切手、デパートの商品券、映画館のチケット、宝くじ、はがき、郵便切手、収入印紙、など
サービスなど形がないもの	くじ引き、マッサージ、デジタルコンテンツ、貯玉・再ブレイシステムの利用権など
価格に均一性がないもの	数量限定、時間帯、性別、年齢、天気などによって割引されるもの、福袋(同一価格で提供しているものの、その中身の価格にバラツキがある場合)など

aはタバコに限らず、数量によって割引をしたら価格に均一性がなくなり違反となるものの、数量を限定すること自体は禁じられています。

bは本人が飲酒するしないに限らず、未成年者へのアルコール類の提供は禁止されています。

cの福袋は価格に均一性がないと見なされるため、違反となります。

dの洗車サービスは形がないものに該当するため、同じく違反となります。

年者への酒・タバコ（地域によつては、成年者でも酒類の提供が禁止されている）など、細かい決まりがあります。

選択肢を順番に見てみます。

aはタバコに限らず、数量によって割引をしたら価格に均一性がなくなり違反となるものの、数量を限定すること自体は禁じられています。

パチンコ店では風適法による規制を受けるため、スレーパーマーケットやデパートとは違つて賞品を自由に提供することができません。お客様の興味を惹くための賞品に関するイベント企画は、日常的に見受けられます。しかし、提供する賞品および提供方法は、風適法で定められた範囲内で行わなければならぬことを認識しておきましょう。

提供方法②

【問題】

パチンコ店における賞品の提供方法について、風適法および関連規則上、違反とならないものはどれか。

【選択肢】

- a：市場価格が2500円の電化製品を1000円で仕入れることができたので、仕入れ値で提供した。
- b：通常1万円で提供している音楽プレーヤーを、会員限定で8000円で提供した。

- 【回答分布】
- | | |
|-----------|-----------|
| a : 16・7% | b : 8・9% |
| c : 4・4% | d : 70・0% |

【正解と解説】

正解はdです。

風適法施行規則第35条第2項第1号イでは、「当該遊技の結果として表示された遊技球等の数量に

対応する金額と等価の物品を賞品として提供すること」と定めています。ここで等価の物品とは、

風適法解釈運用基準第16中6(2)における「同等の市場価格（一般的な小売店における日常的な販売価格）を有する物品をいうこと」とされています。

ため違反となります。bの「音楽プレーヤーの提供」も市場価格と等価ではなく、会員限定とすることにより価格に均一性がなくなるため、違反となります。cの遊園地の入場券は有価証券にあたるため、同様に違反となります。dはメーカー希望小売価格よりディスカウントされているものの、風適法上ではあくまで市場価格と等価が基準です。メーカー希望小売価格が3000円であっても、ディスカウントストアにて日常的に2500円で販売されれば、市場価格は2500円となります。

品ぞろえ

【問題】

賞品の品ぞろえの説明について、風適法上正しいものはどれか。

【選択肢】

- a：遊技機設置台数360台の店舗が、360種類の賞品を用意した。
- b：遊技機設置台数700台

aの「1000円の仕入れ値」で提供することは、市場価格と等価であるという原則に沿っていない

の店舗が、賞品の現物で250種類、450種類の賞品が掲載されているカタログを用意した。

c：同一メーカー、同一商品名のボールペンだが、色が違うので別の賞品としてカウントした。

d：貸玉料金が1玉4円のパ

チンコ店において、1000円以下の賞品だけで品ぞろえ義務数を用意した。

回答分布	
a	26・8%
b	29・3%
c	34・9%
d	9・0%

【正解と解説】

正解はcです。

風適法施行規則第35条第2項2

号では、賞品の種類に関する規定も定められています。さらにこの規定に合わせて全日遊連をはじめとした業界5団体が業界総意の下で基準を設定しています。

1 店舗規模に関わらず、500種類以上（遊技機の設置台数が500台を超える店舗の場合は、その

台数と同じ数以上）の賞品を用意すること

2 家庭用品、衣料品、食料品、教養娯楽用品、嗜好品、身の回り品、その他の7品目のうち、5品目以上を取りそろえること

3 低額景品から高額景品まで価格幅のある賞品を取りそろえること

また、カタログ景品については種類数の半分以下に抑えなければならないことや、メーカー・商品名・内容量などが異なれば、異なる種類としてカウントすることが可能という取り決めがあります。

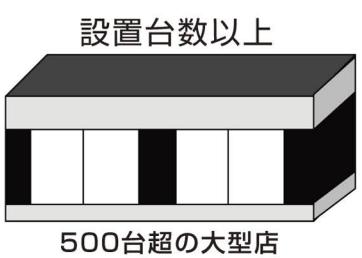
よって、この取り決めに沿つている選択肢はcです。aは最低500種類の賞品数に満たないため誤り。bはカタログ賞品の数が半数を超えているため、同様に誤りです。dは低額景品から高額景品までの価格幅がないため、基準を満たしていないと言えます。

条文では「ぱちんこ営業において提供する物品は、客の多様な要望を満たすことができるよう、客が一般に日常生活の用に供すると考えられる物品のうちからできる限り多くの種類のものを取りそろ

えておくこと」とあります。賞品の品ぞろえについても風適法下による取り決めがあることを覚えておきましょう。

賞品はパチンコ店の営業において、非常に重要な役割を果たします。魅力的な賞品を取り揃えることで来店動機・遊技動機となるだ

けでなく、店の雰囲気を作り出す要素になります。賑やかでボリューム感があり、整然と陳列された賞品コーナーは店の顔とも言えるでしょう。店長であれば、カウンタースタッフを始めとする部下に常日頃より適切な指導をする必要があるのです。賞品に関する知識を高めて、魅力的な店作りを目指しましょう。



※上記は3種類とカウントする

● 種類のカウント方法

● 種類

● 品目区分

品目	内 容
家庭用品	食器、台所用品、家事用消耗品（石鹼、洗剤など）、家庭用耐久財（アイロン、電機ポットなど）など
衣料品	洋服、下着類、ネクタイ、靴下など
食料品	飲料、菓子類、調味料、調理食品、野菜、果物など
教養娯楽用品	文房具、運動用具、玩具、フィルム、ビデオテープ、コンパクトディスク、オーディオ記録媒体など
嗜好品	タバコなど
身の回り品	カバン類、腕時計、傘、ハンカチなど
その他	上記以外の物



文・綾小路杏

イラスト・末永士朗

まさか本当に、こんな日が来るなんて……。

記録的な大雪に見舞われ一面真っ白に染まつた駐車場を、オレは事務所の窓から眺めていた。

話は約1か月前にさかのぼる。

オレのバイト先は、とある地方都市のパチンコホール。

普段は、自動車整備士の資格を目指して勉強する専門学校生だ。

で、そのバイト先の先輩に、Aという男がいる。

「さん」と付けるのも正直イヤなくらい、オレはアイツを嫌つてい る。

オレだけじゃなく、たぶんウチのバイトのメンバーはみんな嫌いな

これまで仕事がマトモにできれば、オレたちもここまで嫌つたりはないが、正直なんで店長がいまだにAを解雇しないのがわからないくらい。

とにかく後輩に対して理不尽に厳しい、陰湿なイジメのようなことはするし、ケチというか金に汚かつた。

貸した金が戻ってきたことはないし、そもそもAと飲みになんか行きたくないが、一応義理で誘つた飲み会も、さんざん飲み食いしたあげく、いつの間にか居なくなつていて、財布を忘れたと言つてそのまま払わなかつたり。

んじやないかな。

たまにちゃんとやつたかと思えば雑。失敗すれば後輩に擦り付ける。

そのうち、オレたちはAに仕事をさせて面倒になるくらいなら、自分たちが代わりにやつたほうがマシ、と思うようになっていた。

もちろん、店長には報告しているし、散々苦情を言つてきた。

けれど、人手が足りないのか何なのか、重要な仕事は任せないもの

の、Aを辞めさせたりするようなことはなかつた。

オレたちはもうすっかり、A抜きで仕事を進めるルーティンになつていた。

そんなある日、二人一組で閉店後の清掃作業をしている時（もちろんAはイスに座つてマンガ雑誌を読んでいただけなのだが）、Aがオレに驚くべきことを言つた。

「この後、飲みに行かねえ？俺がおごるから」

驚きすぎて、変な顔になつていたと思う。

そりやそりや。

ガム1個すら、オレたちにおごつたことのないAがそんなことを言うなんて。

「あ、他のヤツらには秘密ね。お前におごつたつてことが知られたら、けつこう面倒くさいし」

ああ、まあ、なんとなくそれは。

バイト仲間にすぐに報告したい気持ちに駆られたが、とりあえず飲みが終わつてからでいいかと諦めた。

それが、結果的に良かつたのか悪かつたのか……。

仕事を（オレだけが作業して）終わらせ、Aが連れて行つてくれたのはキヤバクラだった。オレはキヤバクラなんて行くの初めてで、入るのにはかなり躊躇したけど、まあ、興味のほうが大きくて。正直、興奮していて、あまりよくこのあたりのことは覚えていない。

覚えているのは、誰もいなくなつたキヤバクラの店の中で、イカつい兄ちゃんたちに囲まれて、オレが土下座させられたことだ。

気付いたら、「奢る」と言つていたハズのAは居なかつた。

後で考へると、これもAの策略だつたように思う。
策略というか、計画的犯行。

兄ちゃんたちは、オレがパチンコホールでバイトしているのも知つ



ていた。そして、小一時間オレに恐怖を与え続けた後にこう言った。

「ゴトの手伝いをしろ」と。

そう、Aはこの怖い兄ちゃんたちの仲間というか使いっぱで、オレをはめるためにここに誘い込んだということだ。

兄ちゃんたちは、指定されたパチンコ機のスタートチャッカーから主基板に繋がる配線にぶら下がり部品を取り付けろ、と言う。

そんなことできるわけない。

でも、それをやらないと、キヤバクラ代を踏み倒したと警察に通報する、そうしたら学校も退学だとか、これはオレもまったく覚えていないんだが、酔つてキヤバ嬢に暴力振るつたとか、それで慰謝料を請求するとか、もう断りようがなかった。

しない。

Aに手伝つてもらつたらできるかもしれないが、兄ちゃんたちはオレだけでやれという。

もしかしたら、兄ちゃんたちも、こういう仕事に関してのAの手際については信用していないのかも

結局、オレの手には10個のゴト部品があつた。

このことを店長に言おうかとも思

ともかく、バイトのオレが一人でホールの中にいる、という場面は全く考えられないことだし無理だ。

つたが、店長と話そとすると、すかさずAがジャマしてくる。

そして、「警察に言つたら、おまえ、どうなるかわかつてゐよな?」と脅す。

もちろん、脅してくるのはAだけじゃない。

あの、怖い兄ちゃんたちからも、毎日のように催促の電話。
バイト仲間にも相談できない。

助けてくれ。助けてくれ。

このままバイトごとバツクれようかと思い悩んでいた。

そして……今日。
まさか本当に、こんな日が来るなんて……。

オレは、ホールにたつた一人、残つていた。

確かに遊技機のカギは持つていて、裏パックくらいなら外せるから、取り付けることはできるかも

銀世界の裏

この日は大雪の予報が出てたので、



朝から客足もイマイチだった。昼過ぎには天気予報通りのドカ雪が…。

30年ぶりの大雪とかで、確かに、オレが今まで生きてきて、一番スゴい雪の積もり方なのは確かだつた。

この日は遅番でホールに入つたが、既に窓の外は銀世界。

以上の肉体労働だ。

普段はカラフルな駐車場が、キラキラと白一色に染まつっていた。

キレイなのは確かにだが、ここまで積もると困ることのほうが多くて、最寄りの駅からホールまで歩いてくるのも大変だつた。

なんと、電車が不通に。

この大雪で全線運行中止になつてしまつた。

バイトに入つてからも、お客様が少ない分、ホールの中でやることは少なくて、オレたちは吹雪の中で雪かきがメインの仕事となつた。

仕方なく事務所で店長に相談したら、ホールに泊まつて行け、といふ。

もともとホールの仕事は重いものを運ぶことが多くて、体力勝負のところはあるけれど、今日はそれ

店長は車で來ていたのだが、この



仲間は「キャンプみたいでおもしろそうじやん！」などとからかう。

そしてオレは昼間の喧噪が嘘のように静まり返つた、事務所に一人残された。

おそらく今日はオレもいるからホール内のセキュリティもかけてないだろう。

後、本社で会議があるのだという。

「ごめんなー。本当なら送つてやりたいんだけど。さすがに本社で何時間も待つてもらうのはなあ……。それよりは、このままホールに泊まつたほうがいいだろ？お前なら信用できるしな。まあ、一応事務所からあまり出るなよ？寒いから、暖房はつけていいぞ。風邪ひくなよ？」

本当にいい店長だ。助かつた。

午前1時。副店長ら責任者も帰宅する時間になつた。

この雪で帰れないのは、オレ一人だつたようだ。

この物語はフィクションです。
実際の出来事を参考に書いていますが、現実に存在する人物像や事件とは一切関係ありません。

内部不正について



三堀 清

みほり きよし
昭和32年 神奈川県生まれ
早稲田大学法学部卒
司法修習終了後
昭和63年 弁護士登録(第
二東京弁護士会)し、
大手企業の法律問題
を扱う法律事務所勤
務を経て
平成8年 早稲田大学大学
院修士課程終了
平成9年 三堀法律事務所
開設
現在、パチンコホー
ルを始め企業関連の
民事事件を手がける

1 内部不正の抑止

良好な関係を構築・維持するというこ
とである。

パチンコホール業界の「健全化」と
は、単に違反（特に不正改造）をしな
いこと及び射幸性に頼った営業方法か
ら脱却するだけではなく、法令遵守經
営を徹底することであるということは、
今まで何度も述べて来た。ここに法令
遵守とは、形式的に法令に違反をしな
いだけでなく、その背後にある社会常
識に則つて活動することであり、企業
がその社会的な責任を果たすとい
うである。そして、企業が社会的責任
を果たすということは、利益を上げて
事業を継続させることのほか、消費者、
取引先や周辺環境、労働者、及び株主
といった利害関係者の利益を尊重して

ということは、ホールは、ゴト師等
の外部の第三者によるものであろうと、
また、スタッフその他の従業者等の内
部者によるものであろうと、犯罪行為
の場となってしまっては、周辺の風俗
環境に悪影響で及ぼす不健全な施設に
墮してしまうこと意味するのである。
その点から、ホール業者にとって内部
不正の防止は、自己の利益を守るとい
うだけではなく、社会に対する義務で
あり、健全化実現の柱の一つでもある
のである。

2 客の出玉を盗む等の手口

ゴト行為の手口が高度化するのに比
して、内部不正の手口は、以下に述べ
るよう、古典的で単純なものが多い。
その典型的な手口としては、遊技客の
出玉を盗み、第三者名義の貯玉会員カ
ードに一旦貯玉し、後日、家族や友人
に貯玉を引き出させて景品（賞品）と
交換させたうえ換金するというものが
あるが、ジエットカウンターから出て
きたレシートを家族や友人に景品と交
換させるという事例もある。

玉やメダルは、ホール業者の所有物
だが、遊技機から賞球として払い出さ
れた時点で遊技客の占有に移り、ジエ
ットカウンターで計数し終わってホー
ルの管理者（店長）の占有に戻るまで
の間、遊技客は占有を保持し続けるか

ら、その間に出玉を窃取する行為は、この出玉に対する占有を侵害する（奪う）ものとして遊技客に対する窃盜罪となる（10年以下の懲役又は50万円以下の罰金。刑法235条）。

しかし、これは、大当たりした遊技客の出玉の一部だけくすねる手口であるため、盗まれた本人が被害を届け出ず、刑事事件として立件が難しい場合が多い。

ここで、スタッフが窃取した出玉を利用して不正取得した貯玉データやレシートを用いて景品の交付を受ける行為は、泥棒が盗んだ金を使うように、それ自体は犯罪とならない、「不可罰的事後行為」とみていいのだろうかという疑問が生じる。

やはり、スタッフが、遊技客から出玉を盗んで貯玉データやレシートを不正取得する行為の後、更に不正取得した貯玉データやレシートを用いて雇い主であるホール業者から景品を騙し取る行為は、新たな法益を侵害する行為として別途詐欺罪（10年以下の懲役。刑法246条1項）が成立するものとみるべきである。

ちなみに、ホールで遊技客から窃取した出玉を利用した景品の取得について、遊技客との関係で出玉に対する窃

盜罪の成立を認めると共に、ホール業者との関係で景品に対する詐欺罪の成立を認めた判例として、大阪高等裁判所判決昭和30年3月28日、東京高等裁判所判決昭和36年2月28日があり、更に、窃盜犯人が盗んだ品物を自己の所有物と偽って第三者を騙して売りつけた場合、盗んだ金を自分で使った場合は異なり、第三者に対する関係において新たな法益侵害を伴うものである。

から、窃盜罪の他に詐欺罪の成立を認めめた最高裁判所決定昭和29年2月27日もある。

また、一般にホール業者は、スタッフの自社ホールでの遊技を一切禁止しており、スタッフが遊技客から景品交換を受ける権利を譲り受けてもこれを行使することも禁止しており、かかる取扱は、上記の結論を支持するものである。

次なる手口としては、スタッフが、遊技機の入替作業終了時の確認作業として試打ちの際に、遊技機の横の台面ユニットに第三者名義の貯玉カードを挿入して、試打ちにより発生した出玉数を貯玉データとして不正取得するというものがある。

これは、電子計算機使用詐欺（10年以下の懲役。刑法246条の2）となる。

この聞きなれない犯罪は、

① 他人の事務処理用のコンピュータに対する

② 虚偽の情報や指令を与えて財産権の得喪・変更に関する不正なデータを作つたり、財産権の得喪・変更に関する偽造データを利用して

（刑法60条）。

また、これに類する手口として、スタッフカードに保管された予備玉を盗み出してジエットカウンターに流して貯玉データやレシートを不正取得するという事例もある。

3 試打ち時に貯玉データを不正に取得する手口

（刑法60条）。

また、これに類する手口として、スタッフカードに保管された予備玉を盗み出してジエットカウンターに流して貯玉データやレシートを不正取得するという事例もある。

場合に成立する。

この手口は、ホールコンピュータに対し、試打ちによる出玉数を貯玉したとの虚偽の情報を与え、同コンピュータの磁気ディスク上の貯玉データを増加させるもので、貯玉データは遊技・景品交換をすることができる財産上の権利に他ならないから、財産上不法の利益を得たものとして、電子計算機使用詐欺罪となるのである。

また、この場合も、不正に取得した

貯玉データを利用して景品を騙し取る行為には、別途詐欺罪が成立する余地がある。

4 内部不正発覚の端緒と対策

ホールのストックヤードの保管中の予備玉をジエットカウンターに流して貯玉データやレシートを不正に取得する手口であれば、ホールコンピュータ

上にいわゆる差玉分が出てくる。同様に、試打ち時に貯玉データを不正に取得する手口であれば、「パーソナルシステム」という玉循環型島を採用しても貯玉データを不正に取得できるが、本来同一であるべき営業終了時から翌日の営業開始時までの貯玉情報が増加しているという齟齬が出てくる。

だから、これらの手口による内部不正については、データの不斷の監視から発覚することが多いであろう。

これに対しても、客の出玉を窃取して貯玉データやレシートを不正に取得する手口では、ホールコンピュータに差玉や貯玉数の齟齬が現れることはない。不斷の監視／スタッフ相互の相互監視も含む／しか、発見する術はなかろう。

法令遵守とは、
形式的に
法令に違反をしないだけでなく、
その背後にある社会常識に則つて
活動することであり、
企業がその社会的な責任を
果たすということである。

最近、特に内部不正に関する相談が増えているが、ホール従業者の質が低下した、或いは、急に内部不正が増加した、というよりは、寧ろ、ホールコンピュータ等の電子機器の精度の向上やホール営業者や店長等の幹部の意識の向上により、不正を厳しくチェックしている結果であるということを願いたい。



データでみるパチンコ業界 Yesterday, Today And Tomorrow

第八十一回

サービスは掛け算 不快に思う接客の影響

【協力】株式会社エンタテインメントビジネス総合研究所

人手不足で時給が上昇

パチンコ店は接客業と言われます。お客様に快適な環境で遊技してもらい、また、来店したいなど思つてもらわなければ営業が成り立たないからです。そのためにはチームワークや優秀な店舗スタッフの確保が欠かせません。しかし、パチンコ店の人材確保には逆風が吹いています。

「タウンワーク」など求人情報誌を発行する「リクルートジョブズ」は2月中旬に、「2014年1月度 アルバイト・パート募集時平均時給調査」

を発表しました。それによると、

三大都市圏(首都圏・東海・関西)の平均時給は前年同月比4円増の948円でした。2013年7月以来、7か月間連續して前年同月比のプラスが継続しています。時給の上昇は、景気回復を示していると言えるでしょう。

ではパチンコ店の従業員についてはどう推移しているかというと、

同時期の三大都市圏における「ホールスタッフ(パチンコ等)」の平均時給は1177円と前年同月の1

165円から12円増となっています。全業種の平均に比較すると24%も高くなっています。パチンコ店は他の業種に比較して人材の確保が難しく、今後、景気回復が本格化すると、ますます優秀な人材を採用することが難しくなつてくる可能性があります。

これは今後のパチンコ店の営業にとって大きな影響を及ぼし兼ねません。パチンコ店は、遊技をより魅力的なものにし、お客様に居心地の良い空間を提供しなければなりません。そのためにはスタッフの水準を保つことが必要なのであります。

スタッフの対応とお客様の反応についてエンタテインメントビジネス総合研究所の「パチンコ・パチスロプレイヤー調査2014」のデータで見てみましょう。

4人に1人が「絶対に行かない」

図1は、スタッフの態度で、不快に感じることについて質問した結果です。その中で「不快に思つて絶対に行かない」の割合が最も高かったのは、「対応が不親切」で

した。回答者の4分の1を
越える26・8%にもなって
います。

統いて、「言葉遣いが雑、友達口調」(16・4%)、「手を挙げたり、声を掛けたりしても気づかない」(15・4%)となっています。このほか「呼出ランプの対応が遅い」(14・3%)、「私語」



あいさつを気にかけてはいないと
いう結果になっています。

無愛想」（11・8%）、「ダラツと待機している」（9・6%）、「ダラダラ歩いている」（9・5%）などホールに限らず、他業種でもあつてはいけないような指摘が含まれています。

ない」(50・9%)—すれ違い時に
「あいさつがない」(50・3%)となっ
ています。接客の基本として、あ
いさつをトレーニングする店も多
いはずです。

ところが、思いのほかお客様は

お客様は
サービスを
掛け算で評価する

しかし、「不快に思つて絶対に行かない」と「不満に思うので行かなくなる可能性が高い」を合わせると

「入口でいいさつがない」は17・4%、「出口のいいさつがない」が18・5%、「すれ違い時にいいさつがない」が17・8%と、それぞれ2割に近い数字になっています。つまり、入口でいいさつがなければ2割弱のお客様が再来店しない、可

1人のミスで お客様を失う

ら、全体がゼロになつてしまいま
す。1つマイナスの評価になつて
しまつたら、その店の評価はマイ
ナスになつてしまひます。

チーム力の 向上を

能性が生じてしまうのです。さらに、すれ違い時にあいさつがなければ、再来店しないお客様がもつて増えることになります。出口のあいさつがなければ、さらに再来店は期待できなくなります。

このようにスタッフがお客様と接するごとに、小さなミスを繰り返せば、それは次第に大きな失点に膨れあがってしまうのです。

企業がお客様と接する機会を「顧客接点」と言います。この顧客接点ごとにお客様は、その対応を無意識に評価しています。そして、その評価は顧客接点ごとの足し算ではありません。掛け算で評価されます。もし、どこかの顧客接点でゼロの評価が出てしまった

よう。そして、それぞれの顧客接点ではゼロやマイナスの評価となるない対応をしなければなりません。「対応が不親切」なスタッフはゼロやマイナスを発生させてしまいます。「対応が不親切」や「言葉遣いが雑、友達口調」、「手を挙げたり、声を掛けたりしても気づかない」というスタッフの対応は、接客業としては論外とも言えます。

この様な接客をするスタッフが存在すると、その店の印象は一気に悪化してしまいます。たった1人の対応でお客様が「不快に思つて絶対に行かない」と感じるのですから、店のダメージは甚大です。パチンコ店では接客対応をしつかり教育すべきでしょう。

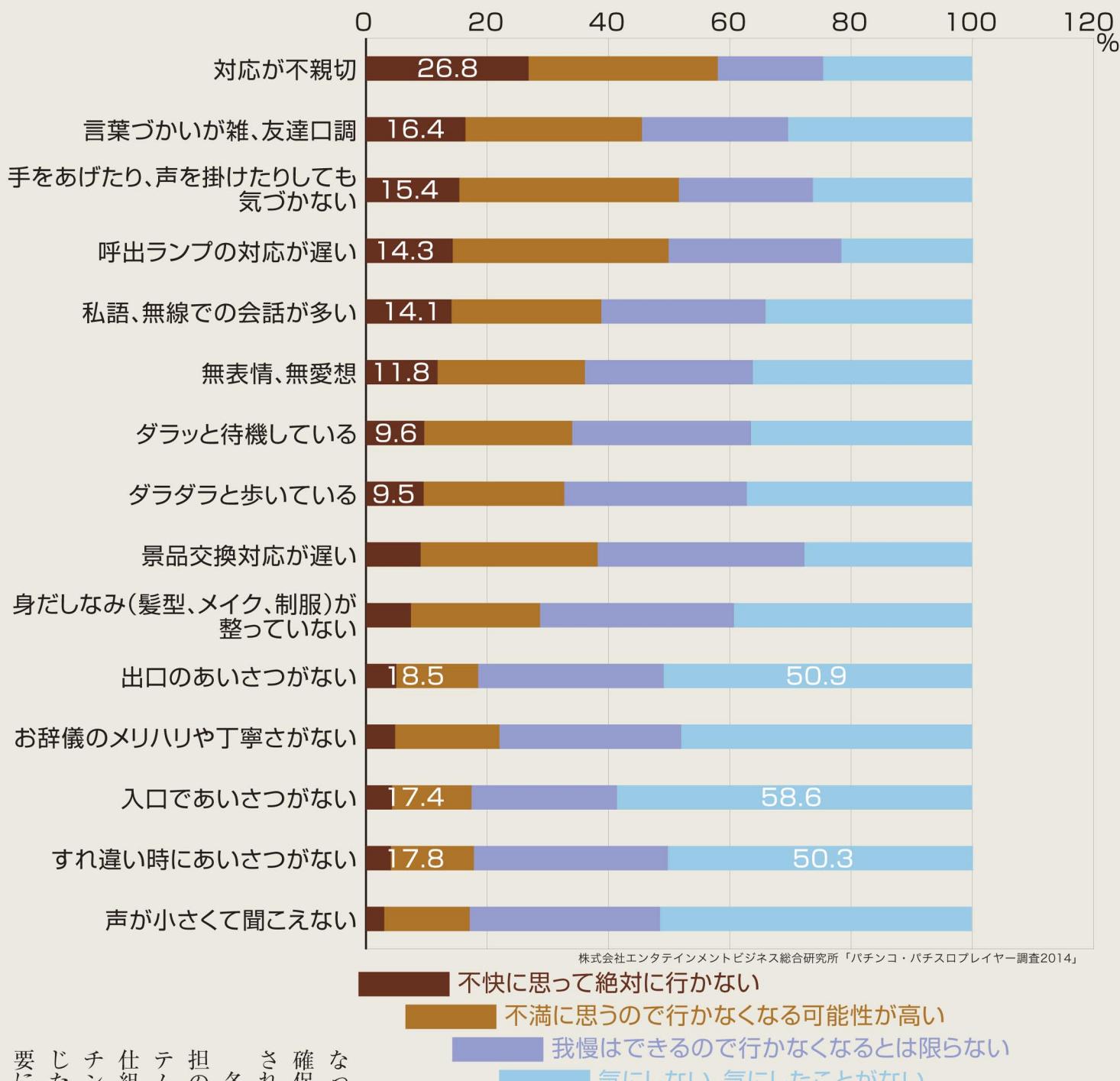
従つて、お客様が店を知り、来
店し、遊技をされて、退店される
までにどの様な顧客接点があるの
かを、順序だてて確認すべきでし

—1人のミスで お客様を失う

ンのようにお客様に対し、1人
のスタッフが継続してサービスを
行う訳ではありません。入口であ
りさつするスタッフ、玉を運ぶス
タッフ、カウンターのスタッフら
複数の従業員が分業の形でお客様
の応対にあたるのが普通です。お

サービスは掛け算 不快に思う接客の影響

図1 ■スタッフの態度で、不快に感じることについて



お客様は多くのスタッフの対応を受けることになります。ですから、それぞれのスタッフが一定の水準を超えていることが重要になります。そして、お客様に総合的なサービスを提供するためにスタッフが集合した1つのチームとして機能しなければいけません。

現在、パチンコ店のスタッフの時給は、他の業種よりも高くなっています。経営者はこれを維持するだけではなく、やりがいを持たせる方法を考えるべきかもしれません。他業種の時給が上がるなどインフレ傾向になつてくれれば、パチンコ店の人材確保はより困難になることが予測されます。

なつてくれる、パチンコ店の人材確保はより困難になることが予測されます。

各台計数機の導入による作業負担の軽減や社内の公正な評価システム、モチベーションを維持する仕組みなど、各ホール会社や各パチンコ店が地域の特性や規模に応じた独自の方法を開拓していく必要に迫られるでしょう。

遊技産業健全化推進機構ニュース

KiKo NEWS お知らせ



編集後記

心臓移植を行った宮崎の小学生、未来ちゃんの募金活動開始から2月

天野篤先生の著書「熱く生きる」を読んだ。天皇陛下の執刀医として

も笑顔で頑張りましょう！

(H)

春によ 来い♪
未来ちゃんの募金活動開始から2月

天野篤先生の著書「熱く生きる」を読んだ。天皇陛下の執刀医として

も笑顔で頑張りましょう！

(T)

春によ 来い♪
未来ちゃんの募金活動開始から2月

天野篤先生の著書「熱く生きる」を読んだ。天皇陛下の執刀医として

も笑顔で頑張りましょう！

(H)

立入検査の種類

「機構が検査に来たので確認したいのですが」。こんな電話が機構事務局に入って来る。しかし、機構はその地域のホールでは検査を行っていない。「機構の検査は本日予定されておりません。県の組合の検査かもしれませんので電話してみて下さい」。こうしたホールとのやり取りが連日ある。

誓約書との関連で説明してみたい。

誓約書は4種類ある。

- ① 全日遊連傘下の各都府県方面遊技業協同組合に所属している法人用
- ② 同個人用
- ③ 組合に所属していない非組合員ホールの法人用
- ④ 同個人用

宛先は①、②が、遊技産業健全化推進機構、全日遊連、各都府県方面遊協。③、④は遊技産業健全化推進機構となる。

これは①、②の組合員ホールの場合は、機構、全日遊連、各都府県方面遊協の3つの団体の検査を受け入れるという内容を約束、誓約書に署名、捺印することになる。

もちろん、この他にも行政当局の立入検査があることは言うまでもない。

①、②では計4種類の検査、③、④では2種類の検査を受け入れることになる。

誓約書提出の際によく内容を確かめておいて頂き、店舗立入検査が行われる場合はどこの団体の検査かを確認の上、それぞれの組織に問い合わせをするようお願い致します。

機構事務局の電話番号

03-3518-2062

遊技産業健全化推進機構広報誌 平成26年4月1日(毎月1日発行)第82号
監修 遊技産業健全化推進機構 編集室

一般社団法人 遊技産業健全化推進機構

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町2-12-14 晴花ビルディング3F
TEL 03-3518-2062 FAX 03-3518-2063

おかしいと思ったら すぐここへ <http://www.suishinkikou.or.jp/>

不正排除に 全力

遊技機も 計数機も



第三者機関
遊技産業健全化推進機構

21世紀 パチンコ・パチスロは変ります



おかしいと思ったらすぐご一報を
[http://www.suishinkikou/or.jp](http://www.suishinkikou.or.jp)

遊技産業健全化推進機構

Organization for
the Sound Development of
the Pachinko & Pachislot Industry